

資料 29

「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」について（内閣府）

1 目的

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のためには、地方公共団体が適切に相談業務を遂行することが必要不可欠であり、特に、改正配偶者暴力防止法により、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの設置が可能になったことなどから、地方公共団体の行う相談業務に対するサポートの充実が急務である。

このため、全国の地方公共団体の相談担当者等を対象としたセミナーを行い、相談事案の手続き等が円滑かつ迅速に対応できるようにするとともに、相談業務の質の向上を図ることを目的として実施するものである。

2 事業の概要

(1) 基礎セミナー（3回）

全国の地方公共団体の経験の浅い相談担当者を中心に、相談事例や相談の際の留意事項など基本的事項を中心とした研修を行う。

(2) 応用セミナー（1回）

相当程度経験のある相談担当者に対し、さまざまな事象への的確な対応や配慮事項についての専門的・実践的な研修を行う。

(3) 管理者セミナー（1回）

全国の支援センター、女性関連施設の相談事業を管理統括する立場の者を対象として、管理者として必要な知識・技術の向上等を図るための研修を行う。

3 平成17年度実施結果

(1) 基礎セミナー（131人参加）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ①平成17年11月14日～11月15日 | 福岡市男女共同参画推進センター |
| ②平成17年12月15日～12月16日 | 愛知県女性総合センター |
| ③平成18年1月12日～1月13日 | 福島県男女共生センター |

(2) 応用セミナー（72人参加）

平成18年1月27日～1月28日 国立女性教育会館

(3) 管理者セミナー（42人参加）

平成18年2月23日～2月24日 国立女性教育会館

※ 本事業は、平成17年度から開始した。18年度は、基礎セミナー3回、応用セミナー2回、管理職セミナー1回を実施した。